

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

不況時こそ相続対策を行なうチャンス

Q : 私は会社のオーナーですが、息子に事業承継したいと考えています。相続対策も含めてどのように自社株を移転させれば得なのでしょうか。

A : 自社株の引き下げを行ない、息子さんへ贈与または譲渡するとよいでしょう。

譲渡した場合は、社長の手持ちの上場株を売るなどして所得税の節税を図ることも考えましょう。

【解説】

非上場会社の株価（相続税評価）は、オーナーの予想以上に高いことが多いものです。土地の含み益の大きいのが主な原因ですが、そのため相続税の負担が大きく、事業承継がスムーズにいかないケースもあるようです。

そこで、自社株の引き下げを行ない、生前に後継者に移しておくようにしましょう。

株価の引き下げは、この不況時こそ狙い目といえるかもしれません。具体的には、「配当を少額に押さえる」「後継者の報酬を税務上認められる限度まで引き上げる」「不良債権の償却に努める」などをします。

株価の引き下げができれば、後継者には贈与または譲渡により移転します。

贈与の場合には、60万円の非課税枠を利用するのもひとつの手でしょう。

また、譲渡した場合には、手持ちの上場株で損の出ているものがあれば同一年度に譲渡し、申告分離課税を選択すれば、損益通算されて譲渡税の節税ができます。

